

第 11 回 憲法統治機構論の基礎 2 ——内閣 (続き)

3. 議会と政府との関係

- ・ 議会と政府との関係については、国民が議会と政府とを直接に選出し、政府と議会とが厳格に分立している首長制（大統領制）と、国民が議会を選挙で選出し、その議会によって政府を選出させ、議会と政府とを一応分離したうえで、政府に対して議会による民主的統制を及ぼす議院内閣制とがある。

4. 解散権の所在

- ・ 解散とは、任期満了前に議員の資格を失わせる行為をいう。衆議院の解散は、それに続く総選挙を通じて、民意が国政に正しく反映しているか否かを確認するための制度である。
- ・ 内閣は衆議院を解散することができるが、それを明示した規定が憲法上存在しない。この解散権の所在をめぐるっては、7条説、69条説、65条説などが対立している。

次回予告

今回は、裁判所について扱います。

まず、裁判所の権能を概観するとともに、裁判所の組織と司法権の独立について検討します。裁判所は何をする機関なのか、裁判所にはどんな種類があるのか、裁判所が正常に機能するにはどのような状態が保たれていることが必要なのか——こういった問題について考えてみましょう。

次に、裁判所の権能のうち司法権について、特にその意義と限界について、検討します。裁判の対象とは何であって何でないのか、本来であれば裁判の対象となるとしても裁判所が裁判できないものはどのようなものなのか——こういった問題について考えてみましょう。